

〈要約〉

## コーポレートガバナンス・コードの策定に関する一考察

### A Study concerning the Decision of the Corporate Governance Code

松岡弘樹  
Hiroki Matsuoka

近時、上場会社のコーポレートガバナンスに関して、議論と共に2014年6月27日に公布された「会社法の一部を改正する法律（平成26年法律第90号）」をはじめとして、様々な制度整備が行われている。

その一環として、金融庁および東京証券取引所を共同事務局とする「コーポレートガバナンス・コードの策定に関する有識者会議（座長・池尾和人慶應義塾大学教授）」が、「コーポレートガバナンス・コード原案一会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のために」を策定し、2015年3月5日に公表した。

これを受けて、東京証券取引所は、上場規則を改正して、「コーポレートガバナンス・コード一会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のために」を策定し、同年5月31日に公表した。コーポレートガバナンス・コードの内容は、コーポレートガバナンス・コード原案より、変更は行われていない。

コーポレートガバナンス・コードは、我国の企業における実効的なコーポレートガバナンスの実現を図る上で、極めて大きな意義を有するものと考えられることから、コーポレートガバナンス・コードの内容を概説するとともに、若干の考察を試みるものである。